

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

1. 改正の趣旨

- 新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に就学する子どもの保護者である労働者の休暇取得を支援するため、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「則」という。）第115条第1号の両立支援等助成金として、新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金を令和3年12月31日までの間支給することとしていたところ、当該助成金の支給期限を令和4年3月31日まで延長するため、所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

（1）新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金の延長について

- 現在、令和3年8月1日から同年12月31日までの間において、その雇用する被保険者から、新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に就学する子ども又は新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したこと等により出席停止等となった子どもの世話を保護者として行うために有給休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。以下「対象有給休暇」という。）の申出があった場合に、当該被保険者に対して対象有給休暇を取得させた事業主に対し、則第115条第1号の両立支援等助成金として新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金を支給することとしているところ。今般、当該助成金について、支給の対象となる対象有給休暇の期間を令和4年3月31日まで延長し、次の要件で支給することとする。

① 令和4年1月1日～同年2月28日の間に取得させた対象有給休暇については、次のとおりとする。

- ・ 対象有給休暇に係る者一人につき、事業主が支払った賃金の額に相当する額として雇用環境・均等局長の定める方法により算定した額を支給する。

※ 1日当たり11,000円を支給上限とする。

ただし、当該事業主が取得させた対象有給休暇の期間に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「対象区域」という。）に所在する事業所を有する事業主においては、15,000円を支給上限とする。

② 令和4年3月1日～同年3月31日の間に取得させた対象有給休暇については、次のとおりとする。

- ・ 対象有給休暇に係る者一人につき、事業主が支払った賃金の額に相当する額として雇用環境・均等局長の定める方法により算定した額を支給する。

※ 1日当たり9,000円を支給上限とする。

ただし、当該事業主が取得させた対象有給休暇の期間に対象区域に所在する事業所を有する事業主においては、15,000円を支給上限とする。

(2) その他

- 本省令の施行に当たって、以下の経過措置を設ける。
 - ・ 令和3年8月1日から同年12月31日までの間において取得させた対象有給休暇に対する新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金の支給については、改正前の規定により支給すること。
 - ・ 令和4年1月1日から同年2月28日までの間において取得させた対象有給休暇に対する新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金の支給については、令和4年3月1日以降も、2(1)①の基準に従って支給すること。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金を上記のとおり延長することから、令和4年1月1日から同年3月31日までの間における対象有給休暇については、則第17条の2の4の規定による新型コロナウイルス感染症に係る育児休業等支援コース助成金を支給しないものとする。

3. 根拠法令

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第6号及び第2項

4. 施行期日等

公布日 令和3年12月中旬（予定）

施行期日 2(1)①、(2)：令和4年1月1日、2(1)②：令和4年3月1日